

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十六号）（住宅課）

一 趣旨

埼玉県特定公共賃貸住宅条例（以下「条例」という。）において用語の定義として引用する特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（以下「省令」という。）の改正に対応するものである。

二 内容

条例第二条第三号で「所得」の定義として引用する省令「第一条第三号」を、「第一条第四号」に改正する。

三 施行期日

改正条例の公布日